夕刊 臺灣新報
五月十四日
第二種郵便物認可
作者印行 人村設業株式會社
臺北市二十三日丁目町番地
社報原稿・廣告・所付
昭和十七年五月十五日 臺灣日日新報 第一万五千百五十四號 (一)

皇軍マライバラに進駐
こゝ島敵軍司令部所在地掃蕩
惠通橋も谷底へ
怒江沿線累々たる敵屍
緬甸派遣費を要求
敗戰重慶、英に居直る
武漢周邊の戰況
資源枯渇の敵士氣全く沮喪
獨軍ケルチ突破成功
赤軍を殲滅、捕虜四萬
春季攻勢幸先よし
快勝に獨國内非常な感激
翼賛會問題協議
關係閣僚引續き鳩首
長谷川總督南部へ
十八日高雄州視察へ
臺南州知事の意見
地方長官會議(一)
不逞英軍の誤算
香港復興に大利益
石田香港總督顧問談
官吏育成所設置
來年四月から昭南市に
候補者銓衡會
市町村會議員
選擧に組織
皇軍大戰果の莖に
黄衣の僧も斥候に
熱烈・緬甸人の敢闘協力
尊敬
日本語講習會
昭南市に開催
日本の協力にうそ
大人の態度も必要
産めよ子寶
國の爲
家の爲

密林中を殘敵掃蕩中の我陸戰隊 ニューギニヤ、テルナテ島にて——海軍報道部發表(寫眞特電)

呼吸器をまもれ
ベリ
増産に、激務に、働く人の健康確保には、呼吸器型ビタミンB1脚氣性榮養の補給が肝要。缺かさずベリーを連用して呼吸器結核の防衛力を强化すること。
ビタミンB1含有量に關する權威ある學術報告發表
ベリー 三共

健民健兵
健康は國家の武器だ!
に康健の食
きがみは

藤倉鉛筆
書い・書よい
藤倉鉛筆
作機に…報告に…通信に…記録に…
鉛筆の役割は…今や愈々重大!

特に胃腸弱き人救ひに
結核菌を滅す
血液の還元法
一日一球・夜のむと翌朝は大小便が變り
肺肋膜その他結核證は血沈良轉肥り出す
オドラミン
新藥 物オドラミンは如上の實驗病理組織試驗成績につき十三日發表

大本営海軍報道部課長　平出大佐講演

必勝へ大和魂の精髄

大死一番捨身の皇軍

對蹠的米英兵の生命執着

講演中の平出大佐

【承前】比島第二線を築いて米兵を其間に誘き寄せ、飽くまでも敵の戦意を挫いて、然る後に一挙に撃滅するといふ、我軍の比島作戦に於ける基本的戦略は、既に過般の大本営発表によつて明かにされた通りであるが、この作戦の遂行に当つては、我軍将兵の間に、敵米兵の生命に対する観念と、我軍将兵の生命に対する観念とに、根本的な相違があるといふことを、充分に考慮に入れて置かなければならぬ。

米兵の生命観は、我軍将兵の生命観に比べて、遥かに重いのである。米兵は、自己の生命を、何よりも大切なものと考へてゐる。彼等は、自己の生命を保護することに、最大の努力を払ふ。彼等は、自己の生命を保護することに、最大の関心を持つ。彼等は、自己の生命を保護することに、最大の犠牲を払ふ。

彼等は、自己の生命を保護することに、最大の犠牲を払ふ為めに、戦場に於ける、最も安全な地点を、常に選ばうとする。彼等は、自己の生命を保護することに、最大の努力を払ふ為めに、戦場に於ける、最も安全な方法を、常に選ばうとする。

彼等は、自己の生命を保護することに、最大の関心を持つ為めに、戦場に於ける、最も安全な武器を、常に使用しようとする。

彼等は、自己の生命を保護することに、最大の関心を持つ為めに、戦場に於ける、最も安全な兵

臺灣昌新報
日本唯一夕刊共六頁

建國十周年を御慶
高松宮殿下を御差遣
滿國皇帝陛下に御祝意

【東京發同盟】貴院、衆院は十四日各派代表者會議を開き左の如く決定した

一、貴院は建國十周年慶祝使節として高松宮殿下を滿洲國へ御差遣を奉請すること

二、衆議院は議長を使節として滿洲國へ派遣することとし議長差支の場合は副議長を以て之に當つること

三、使節の隨員は貴衆兩院より各五名宛とし貴院は議長の指名に依り衆議院は議長の協議に依り之を定むること

四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記を隨行せしむること

五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務員を隨行せしむること

六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記者を隨行せしむること

七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯を隨行せしむること

八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛を隨行せしむること

九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫官を隨行せしむること

二十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

四十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

四十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

四十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

四十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

四十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

四十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

四十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

四十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

四十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

四十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

五十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

五十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

五十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

五十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

五十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

五十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

五十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

五十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

五十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

五十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

六十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

六十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

六十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

六十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

六十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

六十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

六十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

六十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

六十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

六十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

七十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

七十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

七十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

七十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

七十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

七十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

七十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

七十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

七十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

七十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

八十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

八十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

八十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

八十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

八十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

八十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

八十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

八十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

八十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

八十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

九十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

九十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

九十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

九十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

九十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

九十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

九十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

九十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

九十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

九十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

百、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

百一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

百二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

百三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

百四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

百五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

百六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

百七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

百八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

百九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

百十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

百十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

百十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

百十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

百十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

百十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

百十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

百十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

百十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

百十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

百二十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

百二十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

百二十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

百二十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

百二十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

百二十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

百二十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

百二十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

百二十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

百二十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

百三十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

百三十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

百三十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

百三十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

百三十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

百三十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

百三十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

百三十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

百三十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

百三十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

百四十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

百四十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

百四十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

百四十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

百四十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

百四十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

百四十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

百四十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

百四十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

百四十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

百五十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

百五十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

百五十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

百五十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

百五十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

百五十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

百五十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

百五十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

百五十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

百五十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

百六十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

百六十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

百六十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

百六十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

百六十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

百六十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

百六十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

百六十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

百六十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

百六十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

百七十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

百七十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

百七十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

百七十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

百七十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

百七十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

百七十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

百七十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

百七十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

百七十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

百八十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

百八十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

百八十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

百八十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

百八十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

百八十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

百八十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

百八十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

百八十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

百八十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

百九十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

百九十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

百九十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

百九十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

百九十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

百九十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

百九十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

百九十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

百九十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

百九十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

二百、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二百一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二百二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二百三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二百四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二百五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二百六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二百七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二百八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二百九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

二百十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二百十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二百十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二百十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二百十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二百十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二百十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二百十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二百十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二百十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

二百二十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二百二十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二百二十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二百二十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二百二十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二百二十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二百二十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二百二十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二百二十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二百二十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

二百三十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二百三十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二百三十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二百三十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二百三十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二百三十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二百三十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二百三十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二百三十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二百三十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

二百四十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二百四十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二百四十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二百四十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二百四十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二百四十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二百四十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二百四十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二百四十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二百四十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

二百五十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二百五十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二百五十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二百五十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二百五十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二百五十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二百五十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二百五十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二百五十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二百五十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

二百六十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二百六十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二百六十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二百六十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二百六十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二百六十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二百六十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二百六十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二百六十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二百六十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

二百七十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二百七十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二百七十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二百七十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二百七十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二百七十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二百七十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二百七十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二百七十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二百七十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

二百八十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二百八十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二百八十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二百八十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二百八十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二百八十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二百八十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二百八十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二百八十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二百八十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

二百九十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

二百九十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

二百九十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

二百九十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

二百九十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

二百九十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

二百九十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

二百九十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

二百九十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

二百九十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三百、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三百一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三百二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三百三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三百四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三百五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三百六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三百七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三百八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三百九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三百十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三百十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三百十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三百十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三百十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三百十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三百十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三百十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三百十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三百十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三百二十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三百二十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三百二十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三百二十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三百二十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三百二十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三百二十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三百二十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三百二十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三百二十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三百三十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三百三十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三百三十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三百三十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三百三十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三百三十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三百三十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三百三十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三百三十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三百三十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三百四十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三百四十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三百四十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三百四十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三百四十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三百四十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三百四十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三百四十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三百四十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三百四十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三百五十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三百五十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三百五十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三百五十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三百五十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三百五十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三百五十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三百五十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三百五十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三百五十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三百六十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三百六十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三百六十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三百六十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三百六十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三百六十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三百六十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三百六十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三百六十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三百六十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三百七十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三百七十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三百七十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三百七十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三百七十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三百七十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三百七十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三百七十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三百七十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三百七十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三百八十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三百八十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三百八十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三百八十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三百八十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三百八十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三百八十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三百八十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三百八十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三百八十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

三百九十、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

三百九十一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

三百九十二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

三百九十三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

三百九十四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行せしむること

三百九十五、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の事務官を隨行せしむること

三百九十六、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の速記官を隨行せしむること

三百九十七、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の通譯官を隨行せしむること

三百九十八、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の護衛官を隨行せしむること

三百九十九、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の醫師を隨行せしむること

四百、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の新聞記者を隨行せしむること

四百一、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の寫眞師を隨行せしむること

四百二、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の映畫撮影者を隨行せしむること

四百三、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の無電通信士を隨行せしむること

四百四、使節の隨員は貴衆兩院より各一名宛の書記官長を隨行

戰時經濟運營と統制會

本島にも可及的に設置せよ

一

戰爭は經濟と經濟との力と力との爭ひであらねばならない、飽くなき戰力の擴充、戰時經濟の強化に關して我々は今更ら贅言を要しない、戰爭が長期に亙れば亙るほど、戰爭が大規模になればなるほど、戰爭が國家總力戰の樣相を呈すればする程、經濟力の强弱が戰爭の勝敗を決する重要な因子となることは論を俟たない、我が國は今や大東亞戰爭の完遂に邁進しつゝあるが、この大東亞戰爭は實に我が國の興廢を賭した聖戰であり、我が國の總力を擧げて戰ひ抜かねばならない、從つて我が國の經濟力の强化擴充は今や絶對の要請であり、我が國の經濟は今や戰時經濟體制の下に一切の力を擧げて戰爭の勝利に向つて邁進しつゝあるのである、從つて我が國の經濟運營は戰爭の勝利に向つて最も有效に運營されなければならない

皇后陛下　日本赤十字社總會會場に行啓

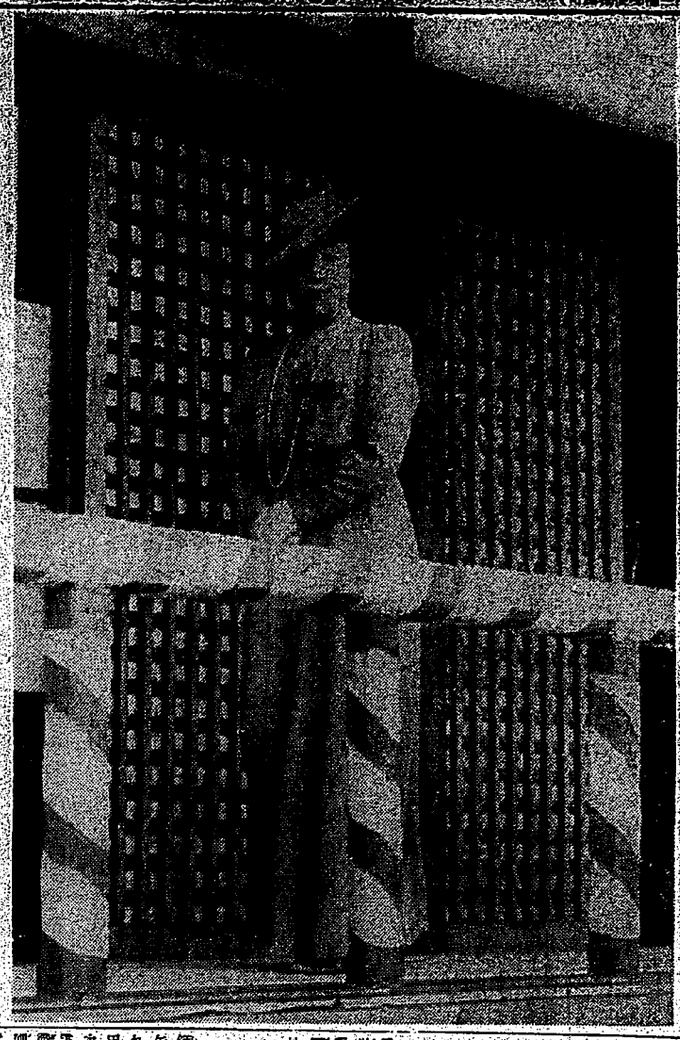

臺灣奉公壯年團に
積極的に參加せよ
藤岡兵務部長から示達

臺灣奉公壯年團に參加する者の服務方針は、去る二十三日午後一時より臺北市公會堂に開催された臺北州下壯年團幹部練成會に於て、藤岡兵務部長から左の如く示達した。

一、壯年團は大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

二、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

三、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

四、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

五、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

六、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

七、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

八、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

九、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

十、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

在鄉軍人は

臺灣奉公壯年團に參加する者の服務方針は、去る二十三日午後一時より臺北市公會堂に開催された臺北州下壯年團幹部練成會に於て、藤岡兵務部長から左の如く示達した。

一、壯年團は大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

二、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

三、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

四、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

五、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

六、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

七、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

八、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

九、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

十、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

乙女推進隊巢立つ
第六回桔梗クラブ員の錬成終る

第六回桔梗クラブ員の錬成會は、去る十四日午後四時半より第二高女に於て行はれた臺北本部副團長・山本參謀長の總評があつて、同日午前九時から第二高女講堂に於て開會式を擧げ、團長・平出大佐の訓示、大西副團長の說明、陸・海軍代表者の祝辭があつて、同日午後四時半より第二高女に於て行はれた臺北本部副團長・山本參謀長の總評があつて、同日午前九時から第二高女講堂に於て開會式を擧げ、團長・平出大佐の訓示、大西副團長の說明、陸・海軍代表者の祝辭があつて、

臺灣奉公壯年團に積極的に參加せよ
藤岡兵務部長から示達

臺灣奉公壯年團に參加する者の服務方針は、去る二十三日午後一時より臺北市公會堂に開催された臺北州下壯年團幹部練成會に於て、藤岡兵務部長から左の如く示達した。

一、壯年團は大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

二、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

三、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

四、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

五、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

六、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

七、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

八、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

九、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

十、壯年團は、大東亞戰爭完遂に關する國民運動の一翼として、皇國臣民たるの信念に燃え、奉公の至誠を以て、その實踐に當ること。

田中訓練部長
中南部へ出張

臺灣奉公壯年團訓練部長・田中大佐は、臺北州下壯年團幹部練成會に參加した後、引續き中南部各地の壯年團幹部練成會に參加するため、十四日午後一時半臺北發の列車で出張した。

私共の
原住民

と「わかりません」と答へる。そんな筈はないと皆の者に聞くと何その顏立ちの原住民であつたのである。原住民の血が入つてゐるらしいと感じられる。原住民にはミナハ州系の原住民と北部に住む原住民とがある。

第二回の十五日に桃米社の原住民が參加したのである。

全島兵事主任會議
きのふから馬公水交社で開會

【馬公發】臺灣各地の兵事主任が一堂に會して第一回の會議を開くため、十四日午前九時から馬公水交社に於て兵事主任會議が開かれた。

第一日の十五日は桃米社の原住民が參加したのである。

島崎參謀長の着任俟ち
松本參謀長不日赴任

【馬公發】中部軍參謀長に轉任した島崎參謀長の後任として、松本參謀長が赴任することになつた。

宜蘭市第三種防訓
夜は燈火遮蔽を訓練した

【宜蘭發】宜蘭市の第三種防空訓練は、十四日午後八時から全市の燈火を遮蔽した上、敵機の來襲を想定して、警防團、青年團、婦人會、學校生徒等が參加して、

俺達は日本人の子孫
固く信ずるミナハサ州民

【臺北發】臺北州下の原住民の中、ミナハサ州の出身者は、日本人と同じ祖先を持つてゐるといふ傳說があるが、この程、臺北州下の原住民の中、ミナハサ州の出身者が、日本人と同じ祖先を持つてゐるといふ傳說があるが、

苦惱、焦躁の餘りの
人氣取り的苦肉策
米國援蔣に關し陸海軍當局談發表

【東京發同盟】米國の援蔣に關し、陸海軍當局は、

臺灣男女青少年團大會
十七日開催
大會行事日程決定

【臺北發同盟】

經濟關係者乘船の
○○丸東支那海で沈沒
敵潛水艦直に爆沈

【東京發同盟】

沈行く船橋に立ち
朗々『君が代』奉唱

【東京發同盟】

明朗な性
男子に快告

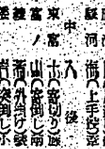

ドモリ
小心・恐怖矯正
東京正生院

ゴルビーは慢性胃腸藥
ゴルビー
歯科　淀谷齒科醫院

アカネ
國策洗粉
特效
アカネ石鹸株式會社

亡妻芳子告別式相營候御禮申上候
三娘丸須美人

會葬御禮
源田榮右衛門
啓太郎

簡易病舎を急造し
・カレン部落民皇軍に協力
ビルマ戦線・戦傷兵に寄せる眞心

【昭南特電四日発】ビルマ最南部要衝モールメン陥落後、一大勢力を以て北進中の我軍は、既報の如く一月二十日ビルマ第二の都市タトン攻略を目指して、サルウィン河畔の要衝パアンに進撃中、前八時頃その南方約十粁の地点に於て、カレン人の部隊があって、この部隊の案内によりサルウィン河を渡河、タトンとソニカへ平坦なパアン街道に出、タトンを攻略した後続部隊の敵前渡河作戦に協力、敵の退路を遮断、一挙に敵を殲滅する作戦であった。カレン人の部隊は、この渡河作戦に際し、敵の退路を遮断するため、その背後の山岳地帯を迂回して敵の後方に出